

「Take Out 坂東 ～おうちでごちそう～」参加要項

■Take Out 坂東とは

坂東市内に店舗を構える飲食物提供店の、テイクアウトやデリバリーサービス等の告知をお手伝いさせていただきます。

各店のメニュー、営業情報などを特設のホームページに掲載します。

同時に店舗、利用者が共通のハッシュタグを使用した SNS 情報を投稿することにより、店舗および利用者双方からの情報発信が確立でき、また、店舗の最新情報の告知など従来型のホームページから一歩抜け出した告知が可能となります。

1. 参加資格

- ・坂東市内に店舗があること。
- ・飲食物販売を主業務とし、店舗にて飲食物を製作していること。（生活雑貨、消耗品等など販売品目が多岐にわたる店舗を除きます。）
- ・反社会勢力の構成員、関係企業ではなく、また関与しないこと。
- ・食品衛生法はじめ、法令、条例、規則等を順守すること。
- ・食品営業許可証の許可範囲内で食品を提供すること。
- ・食品を調理する際は、マスク、手袋を装着し、衛生的に提供すること。
- ・下記注意事項を守り、事務局の指示に従うこと。

2. 申し込み方法

- ・別紙「Take Out 坂東 ～おうちでごちそう～」参加申込書に必要事項を記載の上、食品営業許可証の写しを添付し、下記連絡先に申し込んでください。

連絡先

坂東市観光協会事務局（坂東市役所 産業経済部 商工観光課内）

住所 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365

TEL 0297-20-8666 FAX 0297-20-8025

e-mail syouko@city.bando.ibaraki.jp

3. 掲載について

- ・掲載費用は無料です。

- ・申し込み後、掲載内容について確認をさせていただいたのち、掲載します。
※申込内容によっては掲載をお断りする場合があります。
※掲載順など掲載内容については、事務局で決めさせていただきます。
※掲載期間は2021年9月までを予定しています。

4. 注意事項等

- ・参加申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに坂東市観光協会まで申し出てください。
- ・販売する品目について、保健所にて確認をとり、申請など必要に応じて各店舗で行ってください。（古河保健所 Tel：0280-32-3021）
- ・販売等に関する事案は店舗と利用者の当事者間で解決してください。坂東市観光協会は一切責任を負いません。
- ・本事業により店舗が負担した費用、発生した損害等について、坂東市観光協会に請求できません。各自でご負担ください。
- ・参加資格に偽りがあった場合、提出された参加申込書と実際の情報に相違があった場合は掲載を削除します。また、再度の掲示はできません。
- ・掲載について予定より早く終了する場合があります。

5. その他

- ・ツイッター、インスタグラムで#テイクアウト坂東のハッシュタグをつけ記事を投稿すると、当該ページでも投稿順に閲覧ができるようになる予定です。
店舗、利用者問わず投稿できますので、ご活用ください。